

泉区自治会町内会広報掲示板整備補助金交付要綱

制 定 平成23年3月10日泉地振第1264号(泉区長決裁)

最近改定 令和2年4月1日泉地振第1462号(泉区長決裁)

(目 的)

第1条 この要綱は、地域住民への広報の円滑な伝達やコミュニティの推進に必要な泉区内の自治会町内会が所有し、維持管理する広報掲示板（以下「掲示板」という。）の整備に要する費用の一部を補助することについて、必要な事項を定める。

2 泉区自治会町内会広報掲示板整備補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところとする。

- (1) 新設 掲示板のない場所に、掲示板を新たに設ける工事をいう。
- (2) 建替え 既設の掲示板を除去し、同じ場所に掲示板を新たに設ける工事をいう。
- (3) 移設 掲示板を所有する自治会町内会の区域内で移設する工事をいう。
- (4) 改築 既設の掲示板の効用、機能等をより良くするための工事をいう。
- (5) 修繕 既設の掲示板の損傷又は劣化した構造を保持又は回復する工事をいう。

(補助事業者等の範囲)

第3条 この要綱における補助事業者等は、泉区内の自治会町内会及び地区連合自治会町内会（以下「町内会等」という。）とする。

(補助対象経費)

第4条 この要綱において、補助対象となる経費は、町内会等が所有し維持管理を行っている、一般に広く知らせることを目的とした掲示板の新設（建替え及び移設を含む）、改築及び修繕に要する経費とする。ただし、その経費が1基あたり1万円以上のものを補助対象とする。

(補助金額)

第5条 前条の規定に基づく補助金額は、当該年度の予算の範囲内とし、掲示板の整備にかかる費用の2分の1とする。ただし、1基あたりの補助金限度額は30,000円とし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金規則第5条第1項の規定により区長が定める補助金交付申請書の提出期限は、原則として当該年度の1月末日とする。

2 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする町内会等は、工事着手前に、泉区自治会町内会広報掲示板整備補助金交付申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 工事費見積書（写）
- (2) 掲示板設置場所の地図
- (3) 工事施工前の写真
- (4) 新設（建替え及び移設を含む）の場合
掲示板設置場所が公道の場合は道路占用許可書（写）、民地等の場合は土地使用承諾書（写）
- (5) その他特に区長が必要と認めた書類

(交付決定等通知)

第7条 補助金規則第8条及び第15条の規定による補助金交付決定の通知は、泉区自治会町内会広報掲示板整備補助金交付決定通知書（第2号様式）により行うものとする

2 補助金規則第6条第3項の規定による補助金を交付しない旨の決定通知は、泉区自治会町内会広報掲示板整備補助金不交付決定通知書（第3号様式）により行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助金規則第9条第1項の規定により区長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内の日とする。

(実績報告)

第9条 補助金規則第14条第1項の規定により補助事業者等が区長への報告に用いる書類は、泉区自治会町内会広報掲示板整備完了報告書（第4号様式）により行うものとする。

2 前項の整備完了報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 掲示板の完成写真

(2) 領収書（写）

3 事業完了報告書の提出期限は、事業終了後30日以内とする。

(補助金額の確定通知)

第10条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、泉区自治会町内会広報掲示板整備補助金額確定通知書（第5号様式）により行うものとする。

(補助金の交付時期)

第11条 補助金は、補助の額を確定した後に交付するものとする。

(補助金交付の請求)

第12条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、泉区自治会町内会広報掲示板整備補助金請求書（第6号様式）により行わなければならない。

(調査の実施)

第13条 区長は、必要があると認めるときは、補助金の交付対象事業について、町内会等に対して資料の提出を求める等調査を行うことができる。

(補助金の返還)

第14条 区長は、町内会等が虚偽又は不正な方法で補助金の交付を受けたことが明らかになった場合は、補助金の全額又は一部の返還を求めることができる。

(関係書類の保存期間)

第15条 補助金規則第26条の規定により区長が定める関係書類の保存期間は、5年とする。

(委 任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は泉区長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。